

(案 7/15)

「一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）
環境影響評価準備書」に関する意見について（答申）

令和 4 年 7 月

静岡県環境影響評価審査会

「一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）
環境影響評価準備書」に関する意見について（答申）

（目次）

はじめに	1
I 全般的事項	2
1 必要最小限の土地の改変、最大限の環境の保全	2
2 事業実施段階における追加的な調査、予測及び評価の実施	2
3 適切な環境保全措置の検討	2
4 地域住民等への丁寧な説明	3
II 個別事項	
1 大気質	4
2 騒音・振動・低周波音	4
3 臭い	4
4 局地風	5
5 水質	5
(1) 工事に伴う排水等の影響	5
(2) タイヤの摩耗による粉じんの影響	5
(3) 水生生物への影響	5
(4) 伏流水への影響	5
(5) わさびの生育への影響	6
(6) 地下水の水質への影響	6
6 地盤	6
(1) 土地の安定性への影響	6
(2) 貴重な地形及び地質への影響	7
7 地下水及び河川の流量	7
8 動物・植物・生態系	8
(1) 地下水及び河川の流量の減少による影響	8
(2) 適切な環境保全措置の検討	8

(3)	ロードキルによる動物への影響	8
(4)	鳥類の生息環境への影響	9
(5)	ミゾゴイ、サシバの繁殖への影響	9
(6)	日照量の減少に伴う水生生物への影響	9
(7)	沢枯れや土壌の乾燥化等による希少動物・水域生態系への影響	10
(8)	トゲアリの環境保全措置	10
(9)	陸産貝類の生息環境への影響	10
(10)	道路照明による水生昆虫への影響	11
(11)	沢枯れや土壌の乾燥化等による希少植物への影響	11
(12)	巨樹・巨木林への影響	12
(13)	法面緑化等による環境保全措置の留意事項	12
	ア 動物の食害防止	12
	イ 外来種の侵入防止	12
	ウ 積極的な措置内容の検討	12
9	景観	13
10	文化財	13
11	人と自然との触れ合い活動の場	13
12	廃棄物（発生土）	14
	(1) 発生土等の抑制・再利用による環境負荷の低減	14
	(2) 環境保全措置の検討	14
	(3) 発生土の搬入・搬出等による環境への影響	14
13	日照障害	14

はじめに

伊豆縦貫自動車道は、全国的な高速交通体系である高規格幹線道路網に位置付けられた一般国道の自動車専用道路であり、今回の環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)は、沼津市から下田市までを結ぶ延長約 60kmのうち、供用済みの「月ヶ瀬インターチェンジ」から工事中の「(仮称)河津インターチェンジ」までを結ぶ約 20km の区間(以下「対象事業実施区域」という。)を対象としたもので、国土交通省中部地方整備局(以下「事業者」という。)が実施する事業である。

伊豆半島は、貴重な地形や地質学的な遺産の国際的価値及びそれらの保全活動、地域における環境教育等が評価され平成 30 年 4 月にユネスコ世界ジオパーク「伊豆半島ジオパーク」の認定を受け、対象事業実施区域及びその周辺には浄蓮の滝、滑沢溪谷及び鉢窪山などのジオサイトが存在する。

また、富士箱根伊豆国立公園や国有林などの豊かな自然環境を有しており、天城山系の清澄な水と豊かな自然環境の下では世界農業遺産に認定された「静岡水わさびの伝統栽培」が基幹産業の 1 つとして盛んに行われ、富士山や南アルプスユネスコエコパークとともに本県が誇る世界クラスの資源の 1 つである。

このほか、踊子歩道、太郎杉歩道、昭和の森、煉瓦の洞など、恵まれた自然環境と独自の歴史文化を持つ名所が存在し、これらとジオサイトが一带として自然に触れ合う場となり、我が国屈指の観光地を形成している。

本事業により、伊豆地域の広域交通の円滑化や活性化などが期待される場所であるが、後世に永く受け継がれるべき普遍的な価値を持つ、これらの地域固有の資産が維持されてこそ、本事業は意義あるものになると考えられる。

このため、事業の計画段階から、対象事業実施区域及びその周辺に及ぼす影響の回避、最大限の低減を図ることを求める。

I 全般的事項

1 必要最小限の土地の改変、最大限の環境の保全

本事業は、清澄な水と空気に恵まれた豊かな自然環境を有する伊豆地域の天城山系において、大規模な土地の改変を行うものであることから、水資源や動植物への影響の回避、低減及び発生土抑制等の観点を踏まえて、土地の改変を必要最小限にとどめるよう努めること。

また、本事業の実施に伴う環境への影響を、環境基準以下に抑制すれば問題ないものとして環境保全措置を行うのではなく、工事中から供用後に至るまで周辺地域の生活環境や自然環境への影響を回避、低減し、環境の保全を最大限図ること。

2 事業実施段階における追加的な調査、予測及び評価の実施

予測及び評価に不確実性がある項目については、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載し、工事着手前、工事中及び供用後において事後調査を実施すること。

本事業は、工事期間が長期にわたるため、対象事業実施区域の社会環境、生活環境及び自然環境に予測し得なかった影響が生じる可能性がある。このため、事業実施段階においては、必要に応じて事後調査の項目追加を再検討し、追加的な調査、予測及び評価を行い、予め適切な環境保全措置を講じるとともに、事後調査報告書に記載すること。

また、事後調査の実施期間は、環境保全措置の効果検証が十分に可能となるまでの期間とすること。

3 適切な環境保全措置の検討

環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家の助言等を踏まえ、環境への影響の回避、低減を優先して検討し、措置の内容が適切で十分なものとなるように努めること。

事業実施段階において環境保全措置の検討を行った項目及び必要に応じ実施した環境保全措置については、その内容と効果を事後調査報告書に記載すること。

4 地域住民等への丁寧な説明

本事業を円滑に実施するためには、地元の理解と協力を得ることが不可欠である。評価書の縦覧等に当たっては、住民や地元関係機関等への周知に努めること。

引き続き、事業説明会の場を活用し、地域住民等に対し丁寧に説明すること。その際には、環境保全に関するデータや情報を最大限公開し、透明性の確保に努めること。

II 個別事項

1 大気質

対象事業実施区域及びその周辺は、尾根と谷が入り組んだ複雑な地形であり、本事業ではトンネルや橋梁・高架が多く計画されていることから、場所によって自動車の走行に伴う排気ガスの拡散状況に違いがある。加えて、夏季や河津桜まつりなどの行楽シーズンには、短期間に多くの観光客が来訪して交通量が著しく増加するという地域特性から、本事業の実施が大気質に影響を及ぼすおそれがある。

このため、自動車の走行に係る大気質のモニタリング等を検討し、供用後の測定値が準備書で予測及び評価した結果を上回る場合は、必要な環境保全措置を講じること。

また、工事用車両の運行及び建設機械の稼働に当たっては、排気ガスや粉じん等による環境への影響を低減するように運転管理を徹底し、大気質への影響を抑制すること。

2 騒音・振動・低周波音

対象事業実施区域及びその周辺は、山間部の静穏な自然環境であるため、工事中の工事用車両の運行や供用後の自動車の走行に係る騒音・振動及び低周波音について、モニタリング等を検討し、地域住民の生活環境や動物の生息環境等への影響を回避、低減するように配慮すること。

トンネル坑口周辺においては、工事に伴う発破作業や供用後の自動車の走行により、騒音・振動及び低周波音が発生し、住宅地や動物の営巣地等に影響を及ぼすおそれがあることから、工事中のトンネル坑口に防音扉の設置等を行うなど、必要な環境保全措置を講じること。

3 臭い

工事の実施により、pH調整剤等の使用に伴う化学物質や建設機械等からの排気ガス等による臭いの発生が懸念されるため、清浄で豊かな自然環境を有する地域特性を踏まえ、環境への影響を回避、低減するよう配慮すること。

4 局地風

本事業では、橋梁・高架が多く計画されており、山地斜面の切土等による大規模な地形改変により風況が急激に変化する局地風が発生するおそれがあることから、風環境への影響について、最新の知見を踏まえた対応を検討し、適切な環境保全措置を講じること。

5 水質

(1) 工事に伴う排水等の影響

工事の実施に伴い発生するアルカリ性の排水や、自然由来の重金属等の溶出による水質への影響が懸念されることから、事業実施段階において、排水処理設備の設置等を検討し、必要な環境保全措置を講じること。

(2) タイヤの摩耗による粉じんの影響

自動車の走行に伴いタイヤが摩耗すると亜鉛等を含むマイクロプラスチックの粉じんが発生し路面に堆積する場合がある。この路面に堆積した粉じんが、雨水や路面洗浄水を介して、河川に流入することにより、水質に影響を及ぼすおそれがあることから、事業実施段階において、最新の知見を踏まえた対応を検討し、適切な環境保全措置を講じること。

(3) 水生生物への影響

工事中の排水に、土工等に伴い流出した土砂の細粒分が含まれ、河川や沢の水底に堆積することにより、地域の重要な観光・水産資源であるアユ、モクズガニや、希少種の水生昆虫の生息環境に影響を及ぼすおそれがある。このため、河川に生息する水生生物の生息域及びその周辺の水底の粒度状況が変化して影響を及ぼすことがないよう環境保全措置を講じること。

(4) 伏流水への影響

河川の水底への土砂の堆積により、河川水の地下への浸透が阻害され、伏流水に影響を及ぼすおそれがある。特に、河津町では河川の伏

流水を水道水源に利用している地域があることから、事業実施段階において、沈砂池や濁水処理設備の設置等を検討し、伏流水への影響を回避、低減するよう環境保全措置を講じること。

(5) わさびの生育への影響

1892年頃に現在の伊豆市で開発された「豊石式わさび田」による水わさび栽培は、水温の安定と栄養分や酸素の供給により安定生産を可能とし、地域の社会環境や自然環境に適応しながら独自に継承されてきた。また、わさび栽培と密接に関わって育まれた文化、景観、生態系等が相互に関連して一体となった地域を形成していることから、「静岡水わさびの伝統栽培」として世界農業遺産に認定されており、持続可能な発展に資する伝統的な地域産業である。このため、わさびの生育への影響を回避、低減することが求められる。

わさびの生育には、良好な水質と十分な水量が必須であり、工事中及び供用後の排水等が原因で河川の水質が変化することにより、わさびの生育に影響を及ぼすおそれがある。このため、水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、水温などの水質に関する事後調査を実施すること。

わさび田については、湧水・水源の保全及び道路排水等の流入防止対策のほか、適当な日照量を確保するなど、わさび田への影響を回避、低減するよう環境保全措置に講じること。

(6) 地下水の水質への影響

対象事業実施区域及びその周辺には鉱山跡地が分布し、自然由来の重金属等を含んでいる地質が存在する。このため、工事の実施による自然由来の重金属等の地下水への溶出が懸念されることから、事業実施段階においては、ボーリング調査や土質試験等の地質調査を実施し検討を行った上で、地下水に及ぼす影響を回避、低減するよう環境保全措置を講じること。

6 地盤

(1) 土地の安定性への影響

伊豆半島の地質は、熱水変質や金属鉱床等が分布する脆い性質であ

り、工事の実施により斜面崩壊等が発生するおそれがあることから、土地の安定性に係る熱水変質帯等の予測及び評価並びに環境保全措置について、評価書に詳細な内容を記載すること。

事業実施段階においては、ボーリング調査や土質試験等の地質調査を実施し必要な解析を行った上で、土地の安定性に係る影響を回避、低減するよう必要な措置を講じること。

(2) 貴重な地形及び地質への影響

対象事業実施区域及びその周辺には、伊豆半島ジオパークのジオサイトが分布していることから、工事の実施による貴重な地形や地質への影響を回避、低減するよう配慮すること。

また、工事の実施により、貴重な地形や地質を新たに発見した場合は、専門家や関係者に速やかに周知し、観察・試料採取の機会を設け、記録の保存を図ること。

7 地下水及び河川の流量

工事の実施及び施設の存在が、天城山系における地下水及び河川の流量に影響を及ぼすおそれがあるが、準備書における解析結果は不確実性が高いことから、より精度の高い三次元水収支解析等の定量解析を実施した上で、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の内容を評価書及び事後調査計画書に記載すること。

温泉等の地下水を利用する施設、わさび田及び水道水源等の利水施設においても、影響を及ぼすおそれがあることから、地下水及び河川の流量に係る影響が把握できるように工事着手前、工事中及び供用後において事後調査を実施すること。

工事着手前の事後調査については、ボーリング調査や土質試験等の地質調査を実施した上で、地下水及び河川の流量に係る調査、予測及び評価を行い、トンネル掘削時の効果的な出水防止対策及び環境保全措置を詳細に記載し、工事着手前の事後調査報告書を提出すること。

地下水及び河川の流量に係る環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果、専門家の助言等を踏まえ、環境への影響の回避、低減を優先的に検討すること。

8 動物・植物・生態系

(1) 地下水及び河川の流量の減少による影響

地下水及び河川の流量の減少に係る予測及び評価は不確実性を伴い、対象事業実施区域及びその周辺で地下水及び河川の流量が減少するリスクがあることから、動植物の生息・生育環境や、わさび栽培等の農業、林業に影響を及ぼすおそれがある。このため、動植物及び生態系等に係る予測及び評価に不確実性がある項目については、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載し、工事着手前、工事中及び供用後において事後調査を実施すること。

本事業は、工事期間が長期にわたり、事業実施区域の社会環境、生活環境及び自然環境が変化し、予測し得なかった影響が生じる可能性がある。このため、事業実施段階においては、工事着手前、工事中及び供用後の事後調査の内容を検討した上で、動植物及び生態系等に係る影響について、追加的な調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じるとともに、事後調査報告書に記載すること。

また、事後調査の実施期間は、環境保全措置の効果検証が十分に可能となるまでの期間とすること。

(2) 適切な環境保全措置の検討

工事の影響が予測された動物のうち、環境保全措置の効果に不確実性がある全ての種（ミゾゴイ、サシバ、ハコネサンショウウオ、サツキマス（アマゴ）、カジカ、トゲアリ、ベニゴマガイ、メルレンドルフマイマイ）について、事業実施段階においては、工事着手前、工事中及び供用後の事後調査を実施すること。事後調査については、調査項目及び内容を検討し、追加的な調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講じるとともに、事後調査報告書に記載すること。

また、事後調査の実施期間は、環境保全措置の効果検証が十分に可能となるまでの期間とすること。

(3) ロードキルによる動物への影響

対象事業実施区域及びその周辺では、シカ、イノシシ等の大型哺乳類の生息が確認されており、ロードキルのおそれがある。このため、

動物の生息状況及び周辺の道路におけるロードキルの実績を把握した上で、侵入防止柵の設置等の環境保全措置の内容を評価書に詳細に記載すること。また、事後調査の実施を検討すること。

(4) 鳥類の生息環境への影響

工事用道路や工事施工ヤード等を含む工事の実施による樹木の伐採により鳥類全般の生息環境への影響のおそれがあることから、事業実施段階において、土地の改変や樹木の伐採を抑制し、環境の保全に努めること。

(5) ミゾゴイ、サシバの繁殖への影響

本事業の計画ルートは、ミゾゴイやサシバの営巣地を通過するため、営巣地そのものが消失するような生息環境に影響をおよぼすおそれがあることから、工事の実施に伴う切土、盛り土等の土工や樹木の伐採を抑制し、ミゾゴイが好む谷底地形や樹林を保全するように努めること。事業実施段階において、営巣地への影響の回避を優先的に検討し、回避が困難な場合は、影響が低減されるよう措置を講じること。

ミゾゴイやサシバの繁殖経過の確認、馴化や採食等に係る具体的な環境保全措置、事業者、工事業者及び調査業者における確実な情報共有、必要に応じて有識者に助言を求める体制構築等について、その内容を評価書及び事後調査計画書に詳細に記載すること。

事業実施段階においては、工事着手前の事後調査を実施し、ミゾゴイ、サシバの営巣等が新たに確認された場合は、渡来から繁殖期における営巣地周辺の工事の延期や工事内容の変更等を検討し、繁殖を妨げない実績のある環境保全措置を講じること。

(6) 日照量の減少に伴う水生生物への影響

魚類、両生類、貝類等の水生生物について、橋梁・高架の存在により日照量が減少し河川水の水温が変化することによる生息環境への影響を及ぼすおそれがある。このため、道路構造物の規模、形状等の検討に当たっては、水生生物への影響を回避、低減するよう環境保全措置を講じること。

(7) 沢枯れや土壌の乾燥化等による希少動物・水域生態系への影響

伊豆半島は、爬虫類^{はちゅうるい}、両生類及び魚類について地域固有の個体群が生息しており、トンネル工事の実施及び施設の存在により、地下水及び河川の流量の減少が予測された場所では、河川及びその周辺に生息する希少動物及び水域生態系に影響を及ぼすおそれがある。

本事業は、工事期間が長期にわたり、地下水及び河川の流量の減少に係る予測及び評価は不確実性を伴う。対象事業実施区域及びその周辺で沢枯れや土壌の乾燥化等のリスクがあるため、河川及びその周辺に生息する希少動物及び水域生態系への影響及び具体的な環境保全措置について、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載し、工事着手前、工事中及び供用後において事後調査を実施すること。

例えば、ハコネサンショウウオの成体は、森林内の湿潤な場所に生息し、産卵期に河川上流域に集まってくるため、河川上流域の流量が減少した場合、ハコネサンショウウオの生息環境に影響を及ぼすおそれがある。

このようにハコネサンショウウオ等を指標種とする水域生態系及び両生類群集は、トンネル工事の実施及び施設の存在による地下水及び河川の流量が減少した場合、最も影響を受けるおそれがあることから、生息が確認された両生類群集を事後調査の対象とすること。

環境保全措置として、トンネル湧水を河川や沢へ導水する場合は、清澄で豊かな自然環境を有する地域特性を踏まえ、水質や水温に留意し、措置の内容が適切で十分なものとなるようにすること。

(8) トゲアリの環境保全措置

トゲアリの環境保全措置について、営巣地の移設による定着を確実にを行うための具体的な検討内容を、評価書及び事後調査計画書に詳細に記載すること。

(9) 陸産貝類の生息環境への影響

オオギセルを始めとした陸産貝類は、移動能力が低く、工事の実施による生息地の改変やトンネル工事による地下水の減少に伴う土壌の乾燥化等で、生息環境に影響を受けた場所では、個体群が絶滅するお

それがある。このため、事業実施段階において、工事着手前、工事中及び供用後の事後調査の内容を検討した上で、陸産貝類の生息環境への影響について、追加的な調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じるとともに、その内容を事後調査報告書に記載すること。環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果、専門家の助言等を踏まえ、環境への影響の回避、低減を優先的に検討すること。

(10) 道路照明による水生昆虫への影響

道路照明による水生昆虫への影響について、羽化した成虫が走光性によって移動し減少するおそれがあることから、環境保全措置を講じるとともに、水生昆虫の種や生息数について、事後調査の実施を検討すること。

(11) 沢枯れや土壌の乾燥化等による希少植物への影響

伊豆半島には、希少植物や地域固有の個体群が生育しており、地下水及び河川の流量の減少が予測された場所では、河川及びその周辺に生育する希少植物や固有の個体群に影響を及ぼすおそれがある。

前述のとおり、地下水及び河川の流量の減少に係る予測及び評価は不確実性を伴い、対象事業実施区域及びその周辺で沢枯れや土壌の乾燥化のリスクがあることから、河川及びその周辺に生育する希少植物や地域固有の個体群等への影響及び具体的な環境保全措置について、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載し、工事着手前、工事中及び供用後において事後調査を実施すること。

例えば、河津町沼ノ川に分布するヤクシマホウビシダ及び荻ノ入シダ植物群落のようにシダ植物が特に豊富なことで知られている。このような湿潤環境を好む希少植物や個体群は、トンネル工事の実施及び施設の存在により地下水及び河川の流量が減少し、沢枯れや土壌が乾燥化した場合、最も影響を受けるおそれがある。本事業により人知れず消失していく種を減らすためには、更なる情報収集とそれに基づく現地確認が必要である。このことから、事業実施段階においては、工事着手前、工事中及び供用後の事後調査の内容を検討し、準備書で抽出した植物の注目すべき種、個体及び群落等を改めて確認した上で、

追加的な調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じるとともに、事後調査報告書に記載すること。

環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家の助言等を踏まえ、河川及びその周辺に生息する希少植物等の個体数を減少させるような影響の回避、低減を優先的に検討し、措置の内容が適切で十分なものとなるように努めること。

(12) 巨樹・巨木林への影響

伊豆市矢熊に所在する樹高 15m 程度、幹周 2 m を越えるエドヒガンは、本事業の計画ルート上に生育し工事の実施により直接的改変を受けると予測されている。環境保全措置として移植を挙げているが、移植が困難な場合は、道路線形の見直しも含めて巨樹への影響の回避、低減を優先的に検討すること。

(13) 法面緑化等による環境保全措置の留意事項

ア 動物の食害防止

法面緑化や林縁保護植栽による環境保全措置は、シカ等の動物の食害による影響を受け十分な効果が発現されない場合もあり得ることに留意して具体的な対策を行うとともに、評価書及び事後調査計画書に詳細な内容を記載すること。また、事後調査の実施を検討すること。

イ 外来種の侵入防止

法面緑化による環境保全措置において、自然侵入促進工は、施工地周辺の植物群落から飛来する種子に期待した工法であることから、隣接地に外来種が繁茂していると外来種が施工地に侵入し増殖を助長するおそれがある。このため、事業実施段階において、施工地周辺の外来種の生息状況を把握した上で、外来種の侵入防止に留意した法面緑化の工法を検討し、環境保全措置を講じること。

ウ 積極的な措置内容の検討

環境保全措置は、在来種や郷土種の回復等を促し、地域の総合的な環境の保全につながるような積極的な措置内容を検討すること。

9 景観

対象事業実施区域には、伊豆半島ジオパークのジオサイトが存在し、大規模な土地の改変を伴う工事の実施及び施設の存在が、主要な眺望点からの景観やスカイライン¹¹などに影響を及ぼすおそれがあることから、主要な展望地、景観資源及び展望景観への影響を回避、低減するよう配慮し、その内容を評価書に詳細に記載すること。

特に、滑沢溪谷、鉢窪山及び国土越^{こくしごえ}の伊豆半島ジオパークのジオサイトや、浄蓮の滝、荒原^{あれはら}の棚田については、地域固有の一体的な景観を形成している。また、天城山周辺においては、ハイキングコースからの眺望そのものが重要な観光・景観資源である。このため、事業実施段階において、施設の存在等により、景観に影響を及ぼすおそれがある場合には、道路構造物の規模、形状、色彩等の様々な視点から具体的に検討し、景観に配慮した環境保全措置を講じること。

10 文化財

対象事業実施区域及びその周辺は、下田街道の一部である「天城越え」が「歴史の道百選」に選定され、歴史街道文化が色濃く残る地域であり、工事の実施に伴う土地の改変等により、文化財に損傷等の影響を及ぼすおそれがあることから、関係機関へのヒアリング等に基づく文化財の位置情報等を評価書に詳細に記載すること。

また、事業実施段階においては、下田街道に係る文化財、指定文化財及び埋蔵文化財に係る位置情報等を改めて関係機関に確認し、適切な措置を講じること。

11 人と自然との触れ合い活動の場

多くの観光客が訪れる踊子歩道や太郎杉歩道は、滑沢溪谷及び鉢窪山等の伊豆半島ジオパークのジオサイトや、浄蓮の滝、昭和の森、太郎杉、河津七滝^{かわづなだる}などと一帯として自然に触れ合う場となっていることから、事業実施段階において、地域特性に配慮した環境保全措置を講じること。

特に、踊子歩道、太郎杉歩道、狩野川本支流、河津川本支流では、本事業の橋梁が通過する予定になっており、人と自然との触れ合いの

場に影響を及ぼすことから、事業実施段階において、来訪者の散策に伴い線的に移動しながら視点が変化することを考慮した上で、橋梁や橋脚の視覚的な影響及び自動車の走行音による環境への影響の緩和策を講じること。

12 廃棄物（発生土）

(1) 発生土等の抑制・再利用による環境負荷の低減

本事業による土地の改変や森林の伐採に伴う発生土や発生木材等を抑制するとともに、再利用の促進を図るため、事業実施段階において、道路構造物の規模や形状、工事の施工計画等を十分に検討し、環境負荷を低減すること。

(2) 環境保全措置の検討

準備書の段階で発生土置き場の位置が決定しておらず、発生土に環境基準を超える自然由来の重金属が含有している可能性がある。

このことから、自然由来の重金属を含む発生土が大量に確認された場合は、適切な環境保全の措置を講じること。

(3) 発生土の搬入・搬出等による環境への影響

大量の発生土の搬入・搬出等に伴う工事用車両の運行により、排気ガスや騒音・振動等が発生し、地域住民の生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、事業実施段階において、工事着手前、工事中の事後調査の内容を検討すること。発生土の搬入・搬出等による環境への影響について、必要に応じ追加的な調査、予測及び評価を行い、環境保全措置を講じるとともに、事後調査報告書に記載すること。

13 日照阻害

橋梁・高架の存在により日照量が減少し、住宅地や農地への日照阻害が生じるおそれがあることから、事業実施段階において、道路構造物の規模、形状等の様々な視点から十分に検討し、影響を回避、低減するよう努めること。